

訴 状

平成 30 年 9 月 日

東京地方裁判所民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士 山 崎 賢 一

1 7 4 - 0 0 6 1 東京都板橋区大原町 5 番 3 号

原 告 三 原 伸 吾

1 0 5 - 0 0 0 1 東京都港区虎ノ門 2 丁目 5 番 2 1 号寿ビル 7 階

やよい共同法律事務所（送達場所）

上記訴訟代理人弁護士 山 崎 賢 一

電 話 0 3 - 5 2 5 1 - 2 3 0 0

ファックス 0 3 - 5 2 5 1 - 2 3 4 8

1 6 2 - 0 0 4 5 東京都新宿区馬場下町 6 2 番地

被 告 学校法人早稲田高等学校

上記代表者理事長 橋 本 周 司

1 6 2 - 0 0 4 5 東京都練馬区上石神井 4 丁目 3 0 番 1 3 号

被 告 金 子 一 朗

地位確認等請求事件

訴訟物の価額 金 円

貼用印紙額 金 円

第1 請求の趣旨

被告学校法人早稲田高等学校に対して

(主位的請求)

- 1 原告が被告学校法人早稲田高等学校に対し、同校硬式野球部の監督・コーチの地位にあることを確認する
- 2 訴訟費用は被告学校法人早稲田高等学校の負担とする。

(予備的請求)

- 1 被告学校法人早稲田高等学校は原告に対し金100万円及びこれに対する本訴状送達の日から支払済まで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告学校法人早稲田高等学校の負担とする。
との判決並びに第1項についての仮執行宣言を求める。

被告金子一朗に対して

- 1 被告金子一朗は原告に対し金100万円及びこれに対する本訴状送達の日から支払済まで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告金子一朗の負担とする。
との判決並びに第1項についての仮執行宣言を求める。

第2 請求の原因

当事者について

被告学校法人早稲田高等学校（以下「被告学校法人」という）は高等学校及び中学校を経営する学校法人であり、被告金子一郎（以下「被告金子」という）は被告学校法人早稲田高等学校の副校長である。

原告は被告学校法人の硬式野球部の監督・コーチを務めているものであり、同被告のOBである。

被告学校法人に対する請求について

主位的請求

1 平成29年7月26日、原告は被告学校法人から同校硬式野球部（以下「本件硬式野球部」という）の監督・コーチを委嘱され、原告はこれを承諾し、本件硬式野球部の監督・コーチとなった（期間は平成29年8月1日から平成30年3月31日まで、監督・コーチは無償で行われるものであり準委任契約となる。甲1 以下「本件契約」という）。

2 本件契約は更新された（期間は平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 甲2）。

3 しかるところ、平成30年5月12付書面を以て、被告学校法人は本件契約の解除の意思表示をした（甲3 以下「本件契約解除」という）。

4 しかし、本件契約解除の意思表示は下記の理由により無効である。

①本件契約は被告学校法人の利益のためになされたことはもちろんであるが、原告にとっても、母校である被告学校法人の本件硬式野球部を全国高等学校野球選手権大会及び選抜高等学校野球大会に出場させるという目的に向かって邁進するという、精神的な利益を有するものである。よって、本件契約は、当事者双方の利益のためになされたものであるので、民法651条1項による解除は認められない。

②また、本件契約は平成30年4月1日から平成31年3月31日までという期限が定められており、その期間は、夏に行われる全国高等学校

野球選手権大会及び春に行われる選抜高等学校野球大会のそれぞれの大会への出場に向かって練習及び試合を行うという一連の期間の意味を持っている。また、原告は、本件硬式野球部の監督・コーチに就任するにあたり、監督・コーチに専念するため、経営していた和食店を閉店してまで、監督・コーチとなったのであるから（甲４）、被告学校法人は本件契約の解除権を放棄しているというべきである。

③本件契約解除は、スポーツ報知（平成３０年４月３日付）に本件硬式野球部を紹介する記事（甲４ 以下「本件記事」という）が掲載されたことに端を発したものである。

被告学校法人の副校長である被告金子は、同記事の取材及び掲載が被告学校法人の許可なく行われ、また、掲載された記事に被告学校法人の生徒の写真が掲載され、当該生徒の個人情報の無断使用されたことが原告の責任であることを理由として、本件契約の解除に及んだ。

しかし、原告に責任はない。

平成３０年２月２０日頃、原告が以前からの知り合いであった訴外報知新聞社（以下「訴外新聞社」という）の訴外高橋大司（以下「訴外高橋」という）から、原告に対し、本件硬式野球部への取材及びスポーツ報知への掲載の要請があった。取材の希望日は同年３月２０日となったので、原告は被告学校法人の教師であり、本件硬式野球部の責任者である訴外松永謙野球部（以下「訴外松永部長」という）にその旨を打診すると、同人は「それはよかった。」と言って、非常に喜び、「はい。分かりました」と言って取材及び掲載に同意した。その上で、原告は、訴外高橋に取材及び掲載ができる旨を伝えたものであり、無断で訴外高橋に伝えた訳ではない。

原告は、取材日である平成３０年３月２０日に、訴外松永部長と共に取材を受けるつもりでいたが、訴外松永部長は同日が取材日であることを

失念したらしく、休暇を取って在校していなかったもので、原告は、訴外松永部長に電話し、同日が取材日であることを伝えると、訴外松永部長は、被告学校法人の守衛に電話連絡し、取材に訪れた訴外高橋を含む、訴外新聞社関係者の入校を許すよう指示した。その結果、訴外新聞社関係者は、平穩に取材を行い、原告も取材に応じたものである。

そして、掲載日についても、それが平成30年4月3日に決定すると、直ちに、訴外松永部長に報告している。

このように、原告は、訴外松永部長の承諾を得た上で、訴外高橋に取材及び掲載ができる旨を伝え、取材を受けたのであり、無断で行ったものではない。ゆえに、取材及び掲載が行われる事実が事前に被告金子に伝わっていなかったとしても、それは被告学校法人内部の伝達の問題であり、原告には何らの責任もないものである。

さらに、生徒の個人情報の問題も、本件記事にどのような写真が掲載されるかは、訴外新聞社から事前に知らされておらず、掲載された写真に付き、原告は関わっていない。なお、本件記事に写真が掲載された生徒本人は、むしろ掲載されたことを喜んでおり、その父兄からも何らの異議もないことは、原告が当該父兄に直接確認している。要するに個人情報の問題は一切ないのである。また、現在でも、被告学校法人の硬式野球部の部員及びその父兄は原告の復帰を待ち望んでいる（甲5各号）。

さらに、本件記事は、原告と高校球児が一丸となって甲子園を目指すという内容であって、被告学校法人の好感度を上げるものであり、被告学校法人に何らの害も及ぼすものでもない。

結局のところ、本件記事の取材及び掲載に関し、原告には何ら責められる事情はないものである。

以上から、本件契約解除は認められない。

予備的請求

仮に万歩下がって本件契約の解除が認められるとしても、以下の理由により、原告は被告学校法人に対して、損害賠償請求をする（民法651条2項）。

原告は、平成29年8月1日に、被告学校法人の硬式野球部の監督・コーチに就任以来、無償で母校である被告学校法人の硬式野球部を全国高等学校野球選手権大会及び選抜高等学校野球大会に出場させるという目的に向かって、和食店を閉店してまで、邁進して来たものであるところ、被告学校法人は全く正当な理由なく、平成30年の全国高等学校野球選手権大会の予選が始まる直前であるこれからという時に、本件契約の解除に及んだものであるから、本件契約は原告に不利な時期に解除されたものであって、原告の受けた精神的打撃は甚大である。

ゆえに、原告は被告学校法人に対して損害賠償請求が可能であり、その損害額は金100万円を下らない。

被告金子に対する請求について

上述の通り、本件記事の取材及び掲載について、原告には何ら責められる事情はない。

にもかかわらず、事前に被告学校法人の内部伝達により、本件記事の掲載の事実を知らされていなかったことを根に持った被告金子は、本件記事の掲載後である、平成30年5月1日、被告金子は原告を呼び出し、本件記事の取材及び掲載が被告学校法人の許可なく行われ、それが原告の責任であると決めつけ、さらに弁明の余地なしとして原告の説明など一切聞かず、「あなたのような勝手な人間にうちの生徒は任せられない」「これが大人の世界だ」などとののしった上、一方的に本件契約の解除を原告に告げた。

また、平成30年5月18日には、被告学校法人硬式野球部の臨時総会を開催し、本件契約解除を正当化するため、本件契約解除については全

て原告に責任があるかのような説明を行った（甲 7）。これは明らかに原告に対する名誉毀損行為である。

さらに、被告金子は東京都高等学校野球連盟に対しても、本件契約解除の事実を告げた上、「もし何らかの事情で登録されるような通知があった場合にはそれを受けず、学校に一報願いたい」などと、いかにも原告が悪事を働くおそれがあるかのような連想を抱かせるような連絡を行った（甲 8）。この点も、原告に対する名誉毀損行為である。

なお、東京都高等学校野球連盟への連絡等は、通常、部長である訴外松永部長を通じて行うべきものであり、副校長である被告金子が直接行うなどということは異常であり、この点でも、原告への強い悪意が見取れる。

他の被告学校法人関係者は本件契約解除など全く望んでおらず、被告金子が本件の唯一の首謀者であり、被告金子は、何らの責任もない原告に対し、悪意を持って本件契約解除を含む一連の行為を行い、原告は現在でも母校である被告学校法人に出入り禁止とされている。

以上の事実は、被告金子の原告に対する不法行為（民法 709 条）を構成する。

ゆえに、原告は被告金子に対して損害賠償請求が可能であり、その損害額は金 100 万円を下らない。

よって、本訴に及んだ。

証 拠 方 法

甲 1 委嘱状

甲 2 委嘱状

甲 3 通知書

甲 4 新聞

甲 5 メール

甲 6 書 面

甲 7 書 面

付 属 書 類

1 訴 状 副 本 2 通

2 資 格 証 明 書 1 通

3 訴 訟 委 任 状 1 通

以 上